平成 30 年度東北地方ブロックにおける大規模災害に備えた地方公共団体による
災害廃棄物処理計画作成支援業務（青森県に所在する市町村等対象）～三沢市～
第 2 回検討会　議事要旨

日時：平成 30 年 12 月 21 日（金）13：55～15：50
場所：三沢市役所本館 4 階　第 2 会議室
三沢市：清掃センター　沖澤所長
　　岡部副参事兼所長補佐
　　吉田係長
　　生活安全課　川村課長補佐
　　下水道課　坂岡課長
　　環境衛生課　織笠課長、小比類巻係長
　　土木課　小笠原係長
　　農政課　小笠原係長
　　管財課　山本課長補佐、中村係長
環境省：東北地方環境事務所　廃棄物・リサイクル対策課　茶山災害廃棄物対策専門官
　　藤林廃棄物対策等調査官
株式会社建設技術研究所：古田、齋藤、梁田

議事次第
1. 開会
2. 環境省挨拶
3. 三沢市挨拶
4. 議事
(1) 第 1 回検討会における意見対応
(2) 第 1 回検討会からの主な追加・変更内容
　1）災害廃棄物の処理方法等
　2）避難所ごみ及びし尿の処理
(3) その他
5. 閉会

配布資料一覧
資料 1　第 1 回検討会　議事要旨
資料 2　第 1 回検討会における意見に対する対応方針
資料 3　第 1 回検討会からの主な追加・変更内容（パワーポイント資料）
資料 4　三沢市災害廃棄物処理計画基礎資料案

参考資料 1　出席者名簿
参考資料 2　座席表

議事内容

1. 開会

2. 環境省挨拶

・ 環境省より挨拶を行った。

3. 三沢市挨拶

・ 三沢市より挨拶を行った。

・ 建設技術研究所（以下建設技研という。）より、出席者紹介（参考資料 1）を行った。

4. 議事

(1) 第 1 回検討会における意見対応

・ 建設技研より、資料 1、資料 2 の説明を行った。

・ 前回の検討会で指摘のあった太陽光発電事業が実施されているところや調整池等の除外については現在対応中である。検討会後、適宜対応する。（建設技研）

(2) 第 1 回検討会からの主な追加・変更内容（災害廃棄物の処理方法等）

・ 建設技研より、資料 3、資料 4 に基づき「第 1 回検討会からの主な追加・変更内容（災害廃棄物の処理方法等）」についての説明を行った。

・ 前回も指摘した指定緊急避難場所である野球グラウンドが盛り込まれている。（三沢市）

→指定緊急避難場所等の除外は行っていたが、機械的な抽出の一環で除外されていなかったと思われるため確認・修正する。（建設技研）

→野球場は避難所と避難場所を兼ねている訳ではなく、単独で避難場所となっている。そういった場所を除外してしまうと候補地が少なくなる懸念はある。（三沢市）

→記載されている「仮置場候補地」は、あくまで候補リストであり、仮置場として指定する箇所ではない。三沢市はこの候補リストをもって、確保すべき面積を加味しながら仮置場をどうするかの検討を行ってほしい。（環境省）

・ 「仮置場候補地」の精査はどこまでの範囲で見る必要があるのか。例えば、現状の基準であれば防災へリポートも除外すべきではないか。（三沢市）

→所管課が多岐に渡っていることから、全庁的な確認が必要と思われる。（三沢市）

→全庁的な照会は重要である。ただし、各所管課のそれぞれの視点で仮置場候補地の検討を行ってしまうと大半の候補地が除外されてしまう傾向が高い。災害の状況によっては仮置場にせざる得ない所があり、ケースバイケースで仮置場の候補地は変わる可能性があることから、そのような情報を集約する体制を整えてほしい。（環境省）

→全庁的な確認の際は、あくまで現状でどのような制約があるか等の把握に留めた方がよい。除外されてしまう地点が多くなり必要面積が確保されない事態となる可能性がある。（環境省）

・ 面積によって除外されてしまう地点を見直す必要があるのではないか。1 つ 1 つの面積は狭いかもしれないが、一体的に見ればある程度の面積を確保できると思われる。（三沢市）

・ 第 7 章に記載されている損壊家屋等の解体・撤去について、解体せざる得ない物件は自治体が組合に委託するケースが多いが、半壊程度で修復が可能な物件に対しては、建設関係部門とのしっかりとした調整・連携が必要となる。(環境省)
・ 津波体積物にヒ素が含まれていることが多く、仮置場の予定地は事前の土壌調査を行う必要がある。調査の際は、仮置場の撤去後の調査と同じ地点で調査をするため、固定座標における調査や目印をつけておくとよい。(環境省)

(3) 第 1 回検討会からの主な追加・変更内容(避難所ごみ及びし尿の処理)
・ 建設技研より、資料 3、資料 4 に基づき「第 1 回検討会からの主な追加・変更内容(避難所ごみ及びし尿の処理)」についての説明を行った。
・ し尿の処理フローを適切に修正してほしい。また、仮設トイレの必要基数の推計にあたっての非水洗化区域人口は市の統計資料が最新となるため参考にしてほしい。(小比類巻係長)
→市の統計資料を確認して修正する。(建設技研)
・ し尿の最終処分場への貯留とはどういうことか。(三沢市)
→被災地では実際に、処分場や公園に貯留し覆土した所もあった。ただし、処理施設の被災に伴う非常手段である。(環境省)
・ 第 8 章に記載されている仮設トイレの配慮事項について、実際はここまで配慮された仮設トイレは見当たらない。西日本豪雨の際は、猛暑が影響して予想より汲み取るし尿の量が少ないこともあり、設置する際は気候も考慮する必要がある。また、避難所となる学校の既存のインフラも活かすことも検討してほしい。(環境省)

(4) その他
・ 「三沢市災害廃棄物処理計画基礎資料案」の P8 に記載されている「災害廃棄物処理の組織体制図」は組織体制の改革が行われたので適宜修正してほしい。(三沢市)
・ 「三沢市災害廃棄物処理計画基礎資料案」に誤字脱字等が散見されるため修正してほしい。(三沢市)
→以上の指摘事項は適宜修正する。(建設技研)
・ 災害廃棄物の発生量の推計にあたって、「可燃物」と「津波体積物(住宅)」をダブルカウントして推計していないか。(三沢市)
→別品目として推計しており、重複した発生量にはなっていない。(建設技研)
・ コンサルタントの委託期間を踏まえ、支援業務で行うものと市において計画の策定に向けた仮置場候補地等の内部照会の時期を明確にしてもらいたい。(環境省)
→1 月中には支援業務を完成させる予定となっているが、それ以降でも工期内であれば状況にもよるが対応は可能である。(建設技研)
・ 今回の検討会に防災課がいないのは違和感がある。スケジュールの問題はあると思うが、うまく調整したうえで開催してもらいたい。(三沢市)
→防災関連の所管課等と調整せず計画を作成した自治体もあり、浮世離れした計画となっているところも実際に見られる。被災時は時系列で必要な人材が変わってくるため、単に廃棄物のみの話と思わず協議を進めてほしい。(環境省)

5. 閉会

・　三沢市より閉会の挨拶を行った。

以上